

## 厚生労働省食品監視安全課の業務に関するトピック

森田剛史<sup>†</sup> (厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課長)

## はじめに

厚生労働省の獣医系技官として採用されている獣医師は、令和5年末現在、65名であり、食品安全、感染症対策といった公衆衛生の分野を中心とした部署において、それぞれの業務に当たっている。このうち、当課に配置されて

いる者は、私を含めて15名である。

厚生労働省獣医系技官が具体的にどのようなことを行っているかについては、採用関係のパンフレット等 (<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/jyuui/>) を参照いただくとし、今回は、当課に関する業務の状況について、法改正に関連した事項、食品の輸出入に関する事項を中心として、紹介することとしたい。

なお、厚生労働省獣医系技官のもう一つの主要分野であるワンヘルスアプローチ、感染症対策の状況等に関しては、別の機会に、その時の担当者に委ねることとしたい。

## 改正食品衛生法等について

わが国の食を取り巻く環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上 (HACCP に沿った衛生管理の制度化)、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずることとして、平成30年に食品衛生法等の一部改正が行われた (図1)。

これらの改正事項はすべて施行済みであるが、営業許可関係、器具・容器包装のポジティブリスト制度関係において経過措置期間中であるものもあり、新たに営業許可対象となった小規模事業者への事業継続への配慮などを含め、引き続き、円滑な施行に向けて取り組んでいくこととしている。

また、改正事項のうち、広域的な食中毒事案への対策強化については、国や都道府県等が、相互に連携や協力を

うとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、事案に対応するというものである。広域連携協議会は、各地方厚生局の管轄区域ごとに設置しており、平時では、連絡体制の構築や広域食中毒事案を想定した訓練の実施などを行っている。一方、腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒の調査においては、反復配列多型解析法 (Multiple-Locus Variable-number tandem repeat Analysis: MLVA 法) による解析結果を一覧化し、感染症・食中毒に関する調査情報を共有することで、広域的な事案の早期探知、関係部門間の連携対応の仕組みを構築<sup>\*1</sup>し (図2)、上記の広域的対応に繋げている。

HACCP に沿った衛生管理の制度化については、原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施を求めるものであり、小規模営業者等においては、厚生労働省ホームページで公表している手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことを可能としている。本制度化により、と畜場 (と畜場設置者、と畜場管理者、と畜業者)、食鳥処理場 (食鳥処理業者 (認定小規模食鳥処理業者を除く。)) については、コーデックスの HACCP7 原則に基づき、衛生管理計画を作成し、管理を行うことが必要とされ、また、都道府県等のと畜検査員及び食鳥検査員による外部検証、すなわち、衛生管理計画及び手順書の確認並びに施設の衛生管理の実施状況の確認が実施されることとなった。

その他の改正事項を含め、改正食品衛生法等の詳細については、厚生労働省 HP<sup>\*2</sup> を参照いただきたい。

\*1: 腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について (平成30年6月29日付厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課 事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000307591.pdf>

\*2: 厚生労働省 HP 「食品衛生法の改正について」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

<sup>†</sup> 連絡責任者: 森田剛史 (厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課)

〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2 ☎03-3595-2337 FAX 03-3503-7964

E-mail: morita-takeshi@mhlw.go.jp

改正の趣旨

○ 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

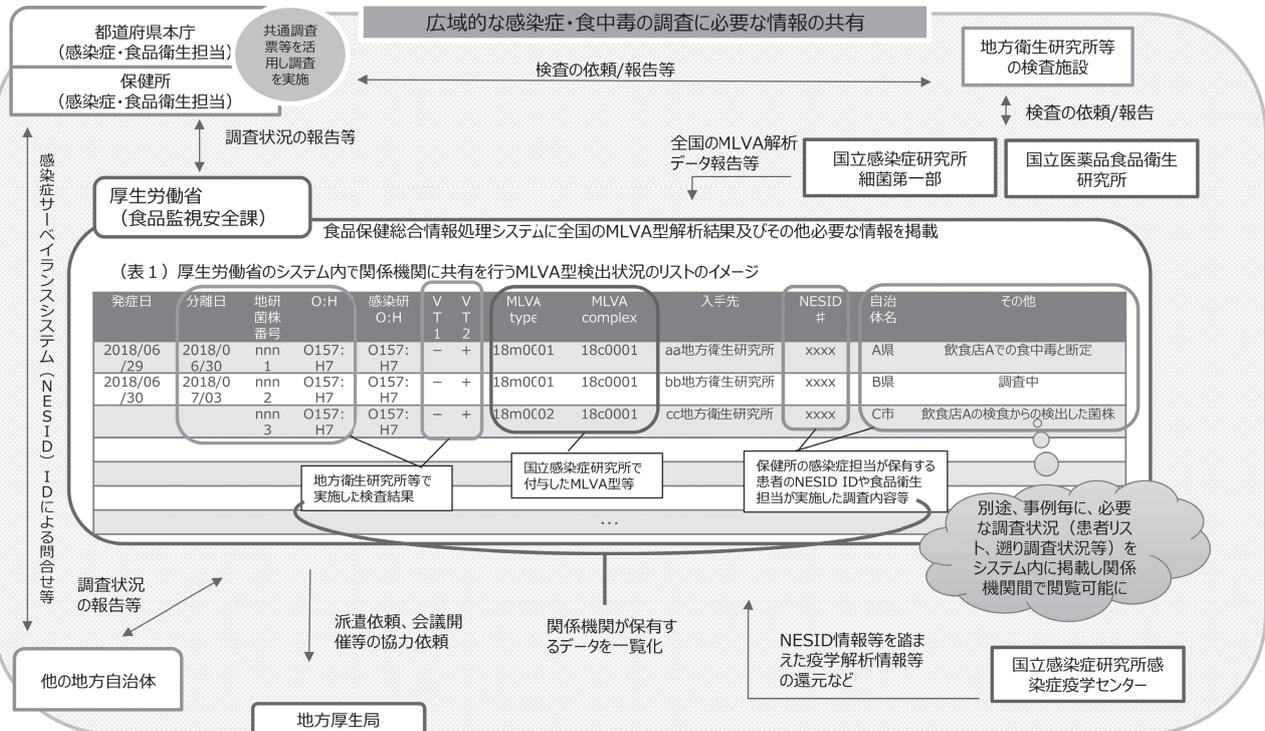
改正の概要

- 1. 広域的な食中毒事案への対策強化（法律）** **平成31年4月1日施行**  
国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力をを行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。
- 2. HACCP（ハザップ）\*に沿った衛生管理の制度化（法律）** **令和2年6月1日施行** ※ 1年間の経過措置を設け、令和3年6月1日完全施行  
原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。  
\* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。
- 3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集（法律）** **令和2年6月1日施行**  
健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。
- 4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備（法律）** **令和2年6月1日施行** ※ 5年間の経過措置を設け、令和7年5月31日経過措置終了。  
食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。
- 5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設（法律・政令）** **令和3年6月1日施行** ※ 営業者の事業継続に配慮し、一定の経過期間を措置。  
実態に応じた営業許可業種への見直しや、営業許可業種（政令で定める32業種）以外の事業者の届出制の創設を行う。
- 6. 食品リコール情報の報告制度の創設（法律）** **令和3年6月1日施行**  
営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。
- 7. 乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化（法律）** **令和2年6月1日施行**  
輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、HACCPに基づく衛生管理や乳製品・水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。

図1 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年6月13日公布）に伴う食品衛生関係法令の改正の概要

腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒の調査について、事案の早期探知、関係部門間の連携及び情報の共有等を目的として、以下の3つについて定めた。

- 1 共通ID（感染症サーベイランスシステム（NESID）のID）での疫学情報等の管理
- 2 反復配列多型解析法（MLVA法）による結果の取扱い
- 3 国、都道府県等の関係機関の連携・協力体制を確保するための腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査情報の共有手順等



## 食品の輸出入に関する対応

### (1) 食品等の輸入に関する対応

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高いきわめて重要な課題であり、食品衛生法第23条の規定に基づき、年度ごとに「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している（図3a）。

具体的には、輸出国段階における対策としては、違反食品に対する原因究明や発生防止対策の要請、二国間協議を通じた安全管理措置の実施、必要に応じた担当官派遣による輸出国調査等を実施している。

輸入時の対策については、主として検疫所において実施されているものであるが、届出される書類の審査のほか、多種多様な輸入食品の幅広い監視のため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施しており、食品衛生法違反が確認された輸入食品等については、検査率を引き上げ、さらに食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施するなど、違反リスクに応じた検査を実施している（図3b）。また、食品衛生法違反を未然に防止するため、輸入者に対する輸入前指導を推進し、自主的な衛生管理を促している。なお、令和4年度は、約240

万件の輸入届出があり、届出に対して約20万件の検査を実施し、781件が食品衛生法違反として積戻等の措置が講じられている\*3。

国内流通段階に関しては、海外情報や輸入時のモニタリング検査の結果から、食品衛生法違反の食品等が国内流通していることが確認された場合には、関係の都道府県等において回収等の適切な措置を求めるなど、適切な監視指導に努めている。

### (2) 食品の輸出に関する対応

食品の輸出については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和2年法律第57号）に基づき、輸出促進を担う司令塔組織として農林水産物・食品輸出本部が農林水産省に設置され、関係省庁が輸出促進に係る課題に対して一体となって取り組む体制が構築された。

厚生労働省においては、輸出先国から食品衛生当局の対応が求められる場合、二国間協議を行い、施設の認定、衛生証明書の発行に関する手続きや証明書様式等の必要

\*3：令和4年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34802.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34802.html)

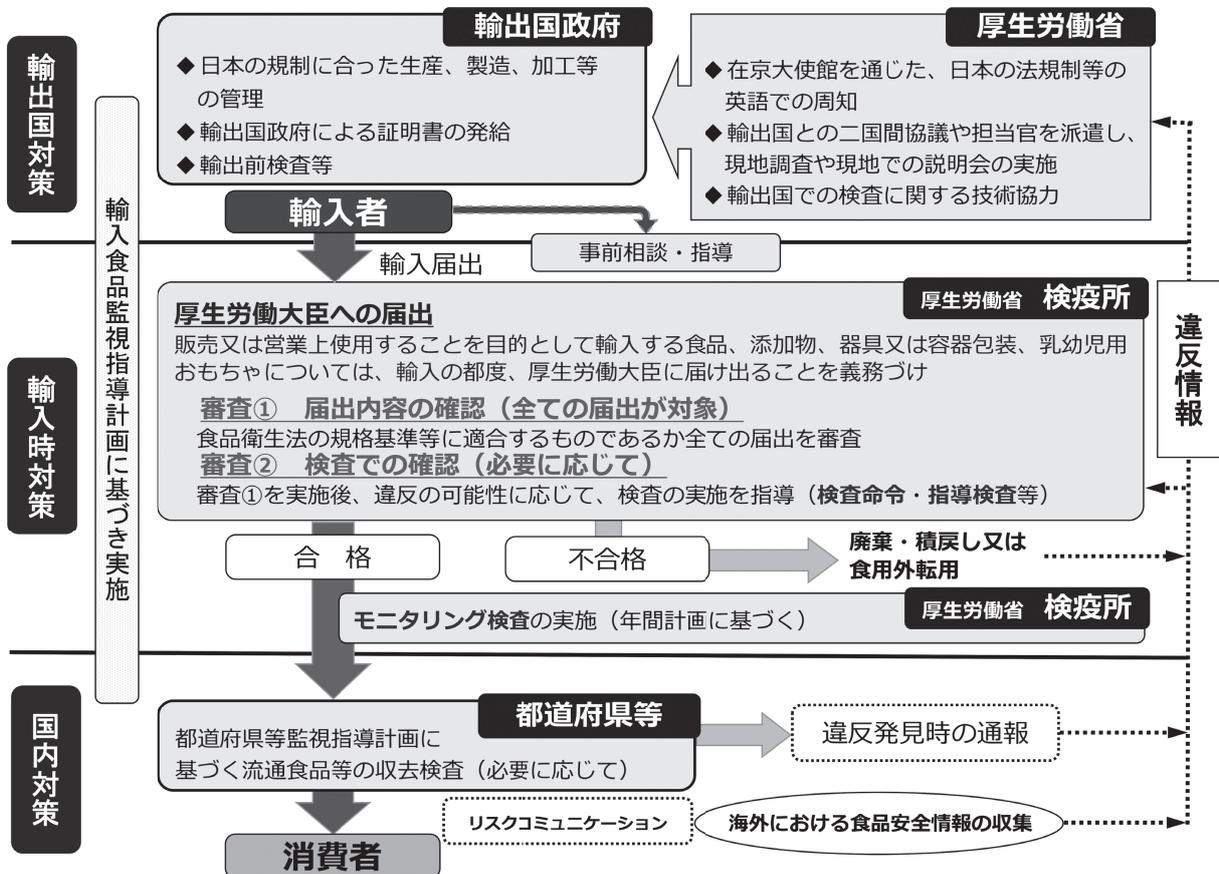


図3a 輸入食品の監視体制

な輸出要件を設定している。そして、定められた要件等に従い、都道府県等の地方自治体、地方厚生局、農林水産省の関係部局と連携して、個別施設からの食肉の輸出等に対応している。

また、輸出先国による日本への査察も随時行われており、令和5年度には、インドネシア、ブラジル、EUの査察への対応を行ったところである。

#### 食品衛生基準行政の機能強化のための組織見直し

近年、食へのニーズの多様化により、これまで流通していなかった新たな食品の開発が行われ、例えば、ゲノム編集技術応用食品や細胞農業等の分野では食品産業を所管する農林水産省に加え、スタートアップ等の企業支援などを行う経済産業省や科学技術の振興を行う文部科学省等の役割も増してきており、食品に関わる関係者が多様になりつつある。こうした行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、喫緊の課題にしっかり対応できる体制を確保するため、食品衛生基準行政について、厚生労働省から食品安全行政の総合調整を担っている消費者庁に、本年4月に移管されることとなった(図4)。

一方、食品衛生監視行政は、有毒・有害な食品、規格基準に合わない食品の取締りや食品関係の営業者に対する営業規制、監視指導等を通じ、食品による健康被害の未然防止や健康被害が生じた際の被害の拡大防止を主な目的としている。食中毒は、原因となる微生物や物質によっては、初動の段階で、原因が食品によるものか、そ

れ以外の人から人への感染等によるものなのか、ただちにわからない場合もある。そのため、常に食品衛生を担う部署と感染症対策を担う部署とが情報共有し、連携を図りつつ、迅速に原因を究明し、被害の拡大防止を図ることが重要である。こうしたことから、食品衛生監視行政は、引き続き、公衆衛生に関する幅広い知見を有する厚生労働省において、感染症対策や健康危機管理対策と一体的に担うこととされた。また、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律についても食品衛生監視行政として厚生労働省において引き続き対応することとされている。

#### おわりに

細胞農業等々の新たな分野だけでなく、野生鳥獣肉やふぐの取扱い、食品中の放射性物質対策、カンピロバクター等による食中毒対策など、継続的に対応してきている課題もある。

また、平成30年の食品衛生法等の一部改正から5年以上が経過しているところ、食品衛生を取り巻く環境変化への総合的な対応に資するよう、食品安全等に係る制度の在り方等に関し、関係者に幅広く意見を聴く場として、食品安全制度懇談会を設置して議論を行ってきたところである。食品衛生基準行政の消費者庁への移管後においても、同様の議論を行っていくための枠組みを設けるなどの対応が求められる。

次年度以降、食品衛生上の課題に対しては、規格基準

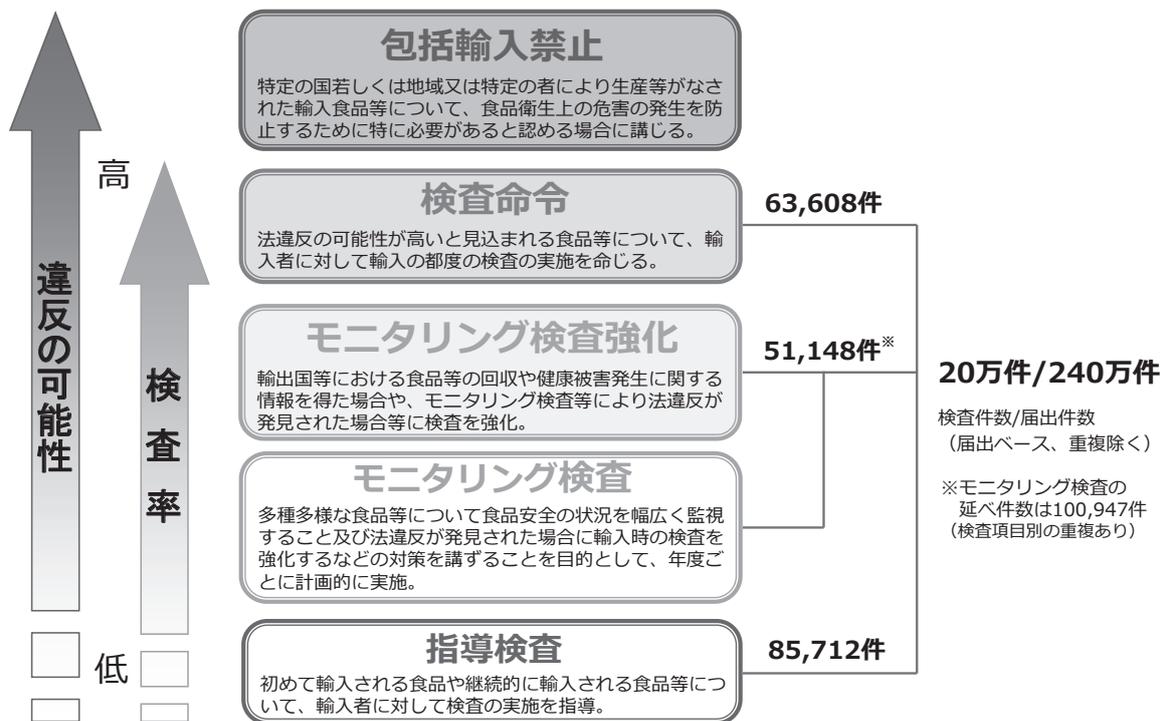


図3b 輸入時検査の仕組みと実施状況 (令和4年度)

## 改正の背景

- 食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等（食品衛生基準行政）を移管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。
  - これにより、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等を規格・基準策定の議論にタイムリーに反映させること、③国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論に消費者庁が一体的に参画することが可能となる。
- ※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年9月2日）で示されている。

### 【食品の安全を守る仕組み】

- 平成15年に制定された食品安全基本法に基づき「リスク分析」の手法を導入。  
⇒ 食品安全委員会による「リスク評価」を踏まえ、厚生労働省等（※）のリスク管理機関が「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」を実施。
- 消費者庁は、食品安全行政の総合調整を担う位置付け。
- これにより、科学的見地から食品の安全を確保。

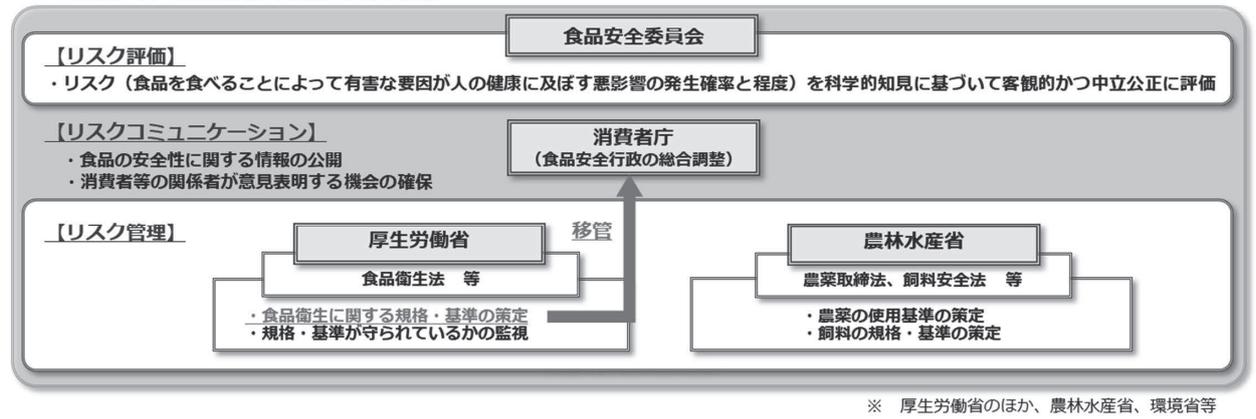


図4 食品衛生基準行政の機能強化

等を策定する消費者庁と監視を担う厚生労働省とが緊密に情報交換し、これまで以上に連携して対応していく必要があるとともに、都道府県等の地方自治体や食品等事業者がこの組織見直しによって、極力混乱しないよう配

慮する必要もある。

種々課題はあるが、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図るという目的が果たされるよう、引き続き力を尽くしてまいりたい。